

28. 昭和27年度民間学術研究機関補助金交付について

〔諮問〕

文大術第306号

昭和27年5月7日

日本学術会議

会 長 亀 山 直 人 殿

文部大臣 天 野 貞 祐

昭和27年度民間学術研究機関補助金交付について（諮問）

このことについて、民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第2項の規定に基づき、審査の方針および対象の範囲について諮問いたします。

注）民間学術研究機関補助金申請機関は答申の民間学術研究機関名と同一であるので省略した。

[答申]

庶発第258号

昭和27年5月29日

文部大臣 天 野 貞 祐 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

昭和27年度の文部省民間学術研究機関補助金

の審査の方針及び対象の範囲について

(昭和27年5月7日付文大術第306号による諮問に対する答申)

標記のことについて、本会議は下記のとおり答申します。

なお、このことについては、本会議民間研究機関振興対策委員会において審議し、かつ、5月26日本会議第49回運営審議会の議を経たものであることを申し添えます。

記

1. 審査の方針

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号乃至第3号の要件によるべきであるが、その際、特に次の点に留意することが望ましい。

- (1) 研究業績が優秀顕著であり、研究費、研究施設の相当充実している研究機関を重視すること。
- (2) 補助金の交付によって、事業が継続できる見透しを有する研究機関を対象とすること。
- (3) 学術上極めて特色ある研究を現に遂行している研究機関については、その研究業務に支障を来さないよう考慮すること。
- (4) 補助金の交付先及び額を決定するに当たっては、文部省内に然るべき審査機構を設け、その意見を聞くこと。その際、営利会社と関連のある研究機関については、研究の公益性を重視すること。

2. 対象の範囲

民間学術研究機関の助成に関する法律第5条第1項の第1号及び第2号を基として、別紙のとおり認定する。

特定の符号中、A及びB(A'はAに準ずるもの)は助成するに適格なものの順位を示し、Cは不適格なものを示す。

(別 紙)

昭和27年度文部省民間学術研究機関認定表

民間学術研究機関名	認 定	備 考
大倉山文化科学研究所	B	
東 洋 文 庫	A	
民 俗 学 研 究 所	A	
部 落 問 題 研 究 所	B	
日 本 民 族 学 研 究 所	A	
日 本 常 民 文 化 研 究 所	A	
野 間 教 育 研 究 所	A	
陽 明 文 庫	A	
德 川 林 政 史 研 究 所	A	
三 菱 経 済 研 究 所	A	
政 治 経 済 研 究 所	A	
太 平 洋 問 題 調 査 会	A	
中 国 研 究 所	A	
劳働医学心理学研究所	A	
国 民 経 済 研 究 協 会	A	
九 州 経 済 調 査 協 会	A'	
水 産 事 情 調 査 所	A'	
法政大学大原社会問題研究所	A'	
資 源 科 学 研 究 所	A	
計 数 研 究 所	A	
小 林 理 学 研 究 所	A	
德 川 生 物 学 研 究 所	A	
服 部 植 物 研 究 所	A	
山 階 鳥 類 研 究 所	A	
電 気 磁 気 材 料 研 究 所	A	
豊 田 理 化 学 研 究 所	A	

民間学術研究機関名	認 定	備 考
名古屋産業科学研究所	A	
立 川 研 究 所	A	
金 属 工 業 研 究 所	A	
応 用 科 学 研 究 所	A	
電 磁 応 用 研 究 所	A	
石 炭 綜 合 研 究 所	A	
東 山 科 学 研 究 所	C	
木 原 生 物 学 研 究 所	A	
日 本 農 業 研 究 所	A	
蚕 糸 科 学 研 究 所	A	
前 田 産 業 科 学 研 究 所	B	
肥 料 研 究 所	A	
日 本 園 芸 生 産 研 究 所	A	
醸 造 科 学 研 究 所	B	
化 学 療 法 研 究 所	A	
乙 卯 研 究 所	A	
医 療 資 原 研 究 所	A	
長 尾 研 究 所	A	
癌 研 究 所	A	
世 界 経 済 調 査 会	A	